

第6編 事故災害対策編

第1章 火災対策

【関係各課、秩父消防本部】

第1 大規模火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

(2) 留意点

大規模火災の予防については、適切な道路、消防用設備の計画的な整備、配置、さらには、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

(3) 現況

ア 災害に強いまちづくり

消防法の効果的な運用により、各種火災予防対策は進んでいる。

イ 迅速かつ的確な災害応急対策、災害復旧・復興への備え、迅速な情報の収集・伝達のため、地上系、衛星系の防災行政無線が整備されている。

また、消防水利の確保についても、計画的に整備等を進めている。

ウ 防災知識の普及

各種パンフレット、広報ながとろなどにより、住民に対し防災情報を提供している。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちづくり

町は、大規模火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震、不燃化等に配慮し、災害に強いまちづくりを図る。

また、備蓄倉庫や河川水を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

町は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物等について、緊急救助用のスペースの設置を促進する。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

秩父消防本部は、多数の者が出入りする公共施設や事業所等の建築物の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また施設管理者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するために次の対策を推進する。

(ア) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

(イ) 建築物等に係る防災計画指導

(3) 火災発生原因の制御

ア 建築物の防火管理体制

学校、工場等収容人員50人以上の防火対象物には、防火管理者を選任させる。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

また、秩父消防本部は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

秩父消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の防火責任者に対して指導する。

ウ 社会福祉施設等の火災予防対策

秩父消防本部は、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

エ 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、町及び消防機関は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

オ 火災防御検討会の開催

大規模火災又は特殊な原因による火災について、町及び消防関係者等による火災防御検討会を定期的に開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

(4) 耐災環境の整備

ア 消防団員の確保対策

町及び消防関係機関は、長瀨町消防団の充実、強化を図るため、以下に取り組む。

- (ア) 長瀨町消防団装備の機械化、軽量化
- (イ) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (ウ) 長瀨町消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成
- (エ) 中核となる団員の育成・団員の資質向上
- (オ) 団員の処遇改善
- (カ) 女性消防団員の加入促進

イ 民間自衛消防組織の育成強化

秩父消防本部は、大規模火災の公共危険性に鑑み、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、自衛消防力の強化に努める。

3 迅速かつ的確な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析整理

町及び消防機関は、日ごろから防災関連情報の収集及び蓄積に努め、大規模火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、災害危険性の周知等に活かす。

ウ 通信手段の確保

町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線の通信手段の整備・拡充を図る。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材、装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡の重要性に鑑み、火災現場等において情報の収集、連絡に当たる要員をあらかじめ指定する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ的確な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前から関係機関との連携を強化する。

(3) 消火活動体制の整備

町及び消防機関は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

町は、情報板等の道路交通関連施設について、大規模火災発生時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動

ア 避難誘導

町は、避難所、避難路をあらかじめ選定し、日ごろから住民に周知徹底するとともに、大規模火災発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、町は、大規模火災発生時に要配慮者の適切な避難誘導を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、日ごろよりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

イ 避難所

町は、公民館、学校等公共的施設等を避難所に選定し、住民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、町は、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等を住民へ普及させるよう努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

町は、所管する施設、設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材をあらかじめ整備する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

町は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、日ごろから広報体制を整備する。

また、町は、住民からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

町及び消防機関は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救急救助活動等の訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び消防機関が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町は、大規模火災発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

町は、住民に分かりやすいハザードマップを作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、行政区等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

町及び消防機関は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、町内において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2 大規模火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

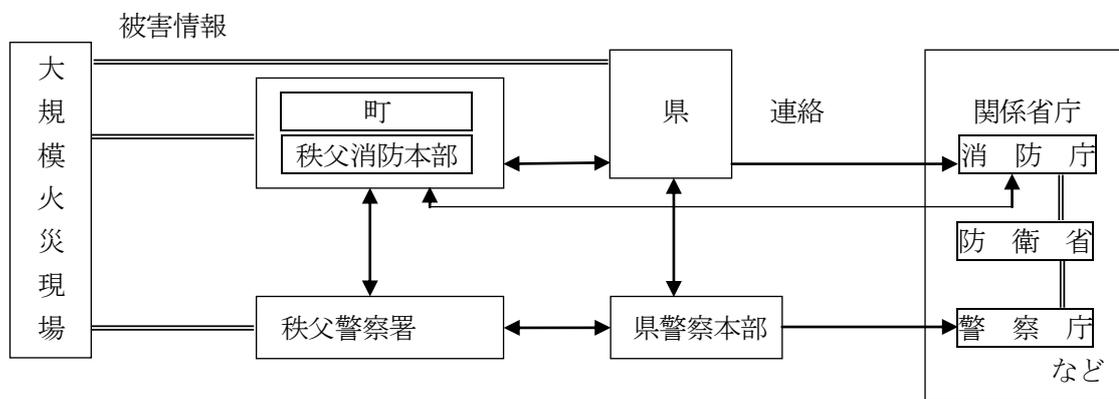
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町及び消防機関は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町及び秩父消防本部は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町及び秩父消防本部は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

秩父消防本部及び防災関係機関は、大規模火災発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

町は、大規模火災発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模な被害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

3 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要がある場合は消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、消火活動の調整を行う指揮本部を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

5 避難

「第2編 第2章 第8節 避難対策」に準じて、実施する。

6 施設・設備の応急復旧活動

町は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車、ちちぶ安全・安心メール等によるほか、報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対しても十分に配慮する。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、大規模火災発生後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第3 林野火災予防

1 基本方針

(1) 趣旨

本町は、森林面積が町のおよそ60%を占めており、一旦火災が発生した場合、地形の制約等の状況から、燃焼時間が長時間に及ぶこともある。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定める。

(2) 留意点

計画の策定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 林野火災に強い地域づくり

イ 迅速かつ的確な応急対策、災害復旧への備え

ウ 防災対策の充実

2 実施計画

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 危険地域の把握

町及び消防機関は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

イ 防災計画の策定

町及び消防機関は、迅速かつ効果的な消防活動が実施できるよう、総合的な防災計画を作成する。

ウ 火災巡視等

町及び消防機関は、火災警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応を行う。

(2) 迅速かつ的確な応急対策、災害復旧への備え

「第1 3 迅速かつ的確な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」を準用する。

(3) 消火活動体制の整備

町及び消防機関は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努める。

町は、日ごろから秩父消防本部、長瀬町消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努める。

(4) 避難収容活動

「第1 3 (5) 避難収容活動」を準用する。

(5) 施設・設備の応急復旧活動

「第1 3 (6) 施設、設備の応急復旧活動」を準用する。

(6) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

「第1 3 (7) 被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

(7) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

町及び消防機関は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救急救助活動等の訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

「第1 3 (8) イ 実践的な訓練の実施と事後評価」を準用する。

(8) 林野火災予防対策

林野火災の原因は、たばこなど、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、消防機関は、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図るほか、林野火災の多発時期を中心に、主として森林を対象に次の対策を講じ、林野火災の予防に努める。

ア 森林の保全巡視

林野火災の発生を防止するため、森林の保全巡視を行う。

イ 予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（2月・3月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起する。

ウ 山間孤立地域の把握

林野火災の延焼拡大により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起する。

第4 林野火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

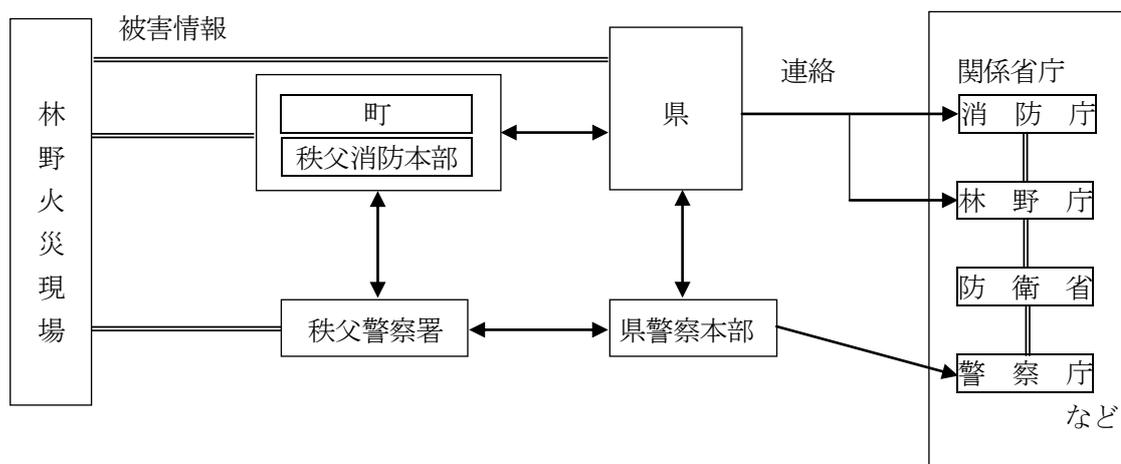
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

「第2 1 (1) ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡」を準用する。

イ 林野火災情報の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

「第2 1 (1) ウ 応急対策活動情報の連絡」を準用する。

(2) 通信手段の確保

「第2 1 (2) 通信手段の確保」を準用する。

2 活動体制の確立

「第2 2 活動体制の確立」を準用する。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努める。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させる。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第2 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」を準用する。

5 避難

「第2編 第2章 第8節 避難対策」に準じて、実施するが、山間部に孤立するおそれのある住民には、早期の避難を勧告・指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動

「第2 6 施設・設備の応急復旧活動」を準用する。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

「第2 7 被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

8 二次災害の防止活動

町は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、県と連携してその防止に努める。

また、町は、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行うよう、専門技術者の派遣を県に要請する。なお、危険性が高いと判断された箇所については、住民への周知を図り、警戒避難体制をとるとともに、速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講ずるよう県に要請する。

9 災害復旧

町は、物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ的確に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援する。

また、町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第2章 危険物等災害対策

【関係各課、秩父消防本部】

第1 危険物等災害予防

1 基本方針

(1) 趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び消防機関は、関係機関と連携して保安体制の強化を図る。

また、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

(2) 留意点

町及び秩父消防本部は、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

2 危険物の予防対策

町は、秩父消防本部と連携し、県とともに以下の対策を講ずる。

(1) 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

イ 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

イ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

ウ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

ア 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

イ 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

3 高圧ガスの予防対策

町は、秩父消防本部と連携し、県とともに以下の対策を講ずる。

(1) 基準適合命令

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査を行う。適合していない場合は、基準適合命令を出す。

(2) 保安講習会の開催等

県高圧ガス団体連合会及び県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第2 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに秩父警察署又は秩父消防本部に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の警察、消防、危険物保安監督者等との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止する。

また、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに秩父警察署又は秩父消防本部に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を実施する。
- (2) 施設等の管理者は、現場の警察、消防、製造保安責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
 - ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて近隣の住民に退避するよう警告する。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに、損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

第4 サリン等による人身被害対策

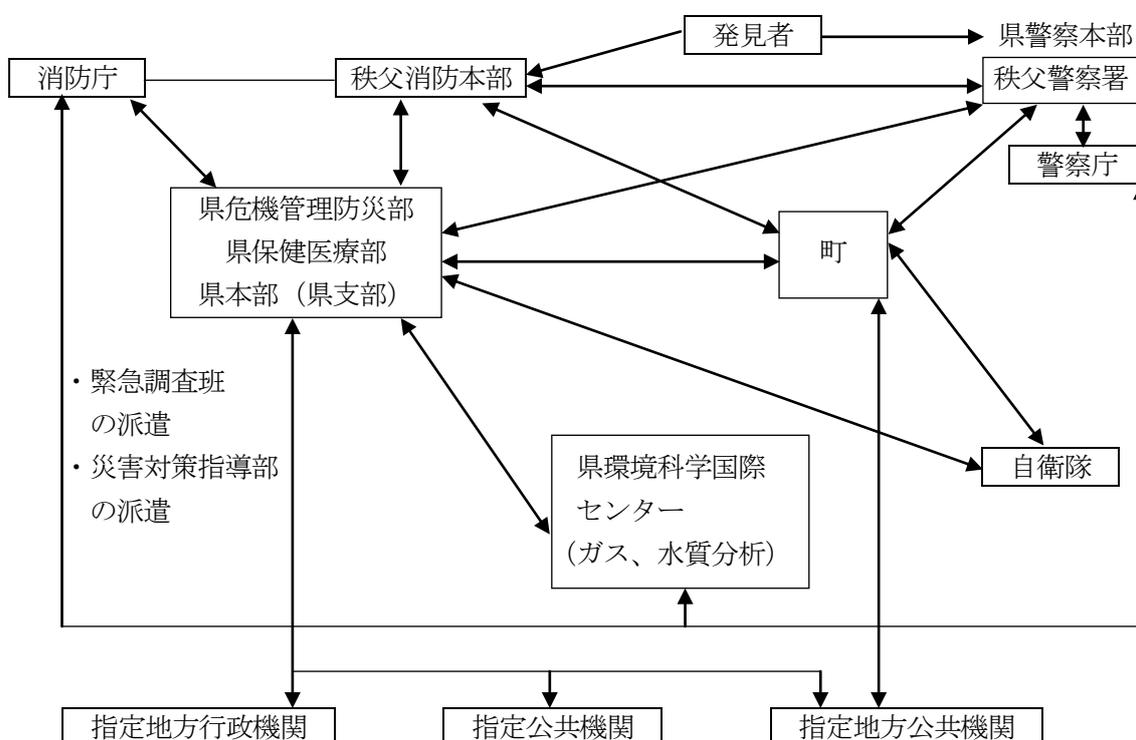
1 趣旨

本計画は、町内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、法令及び本計画に定める町本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

2 活動体制

町は、町内に人身被害が発生した場合においては、法令及びこの計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

サリン等による人身被害の連絡通報体制

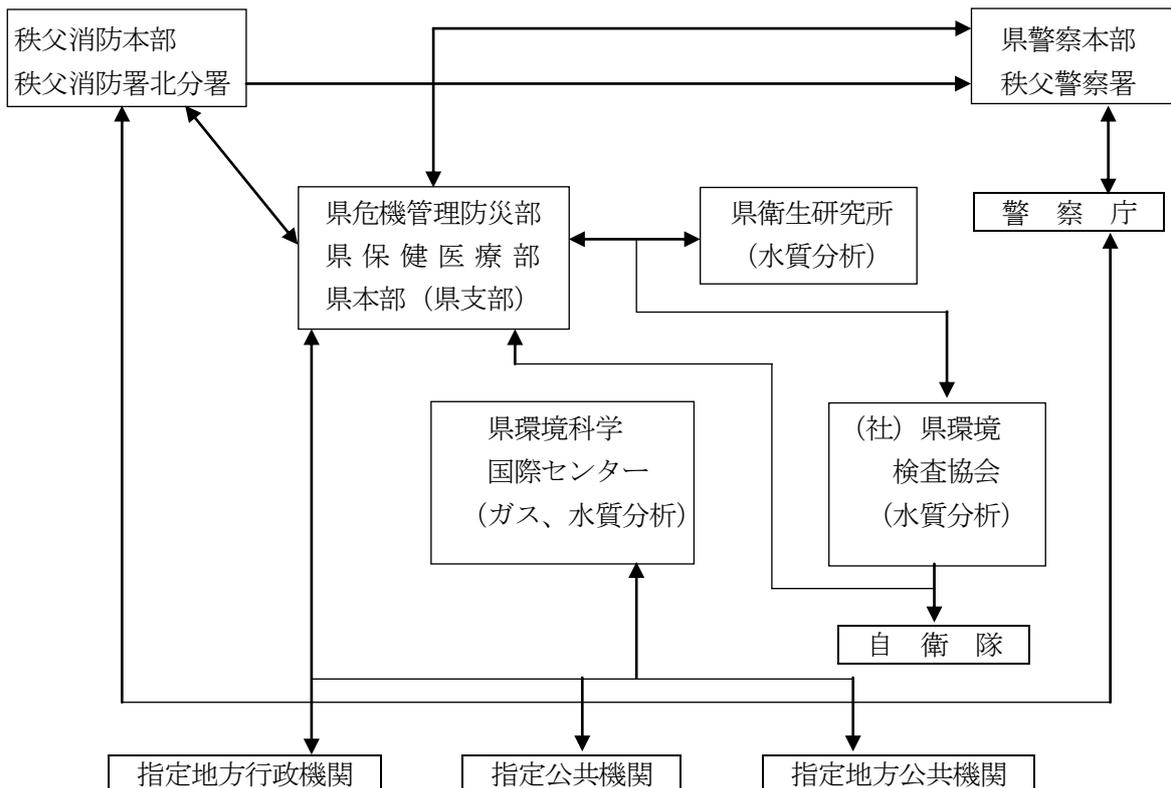


3 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制



(2) 情報収集

町は、町内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告する。

また、事故災害応急対策に関し、町が措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

(3) 立入禁止等の措置

秩父警察署及び秩父消防本部は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入りを禁止し、また、これらの場所にいる者を退去させる。

(4) 救出、救助

救出、救助は、消防機関を主体として活動に当たる。

(5) 医療救護

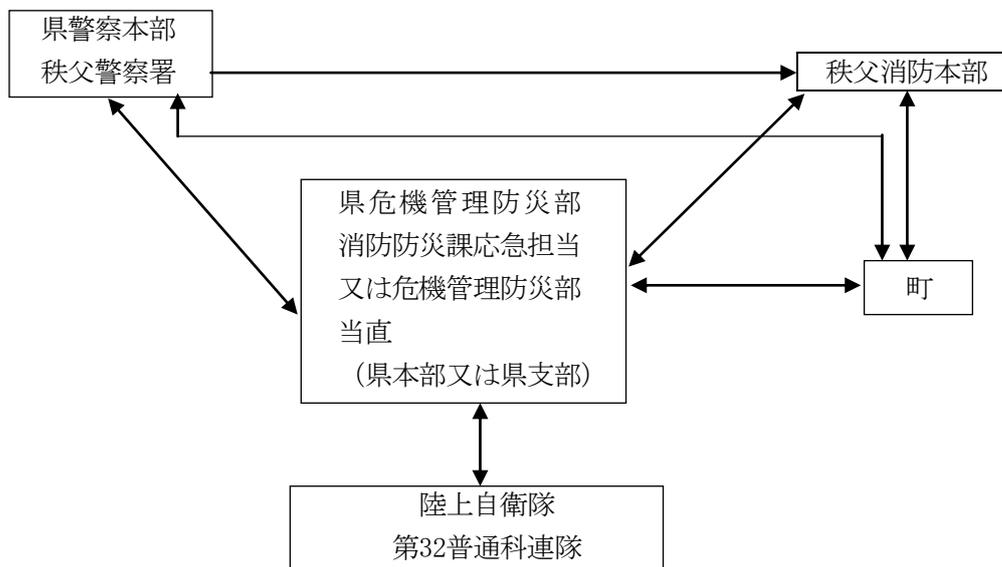
町は、町内で人身被害が発生した場合、「第2編 第3章 第9節 医療救護等対策」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力

して医療救護活動を実施する。

(6) 汚染除去

町長は町内に人身被害が発生した場合、汚染除去のため、県へ自衛隊災害派遣を要請する。

自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統



(7) 避難誘導

町長、警察官等は、本計画の「第2編 第3章 第3節 避難対策」に準じて、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の勧告又は指示を行う。

(8) 被害状況の調査等

ア 被災住民の登録

町は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を、県からの指示により実施する。

イ 被害調査

町は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害の調査を、県からの指示により実施する。

- (ア) 退避・避難等の措置
- (イ) 立入禁止措置
- (ウ) 飲料水、食料の使用、摂取の制限措置
- (エ) その他必要と認める事項

(9) 住民の健康調査等

町は、退避・避難した住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

第3章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

【関係各課】

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

1 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、住民生活にも大きな影響が及んだところである。

核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ的確な対応を図るため、本計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定める。

2 現況

本県には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本県は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径5km）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設から概ね半径30km））に含まれていない。しかしながら、本町から140km弱の位置にある東海第二原子力発電所が立地している。

放射性物質事故が発生した場合、町及び防災関係機関は相互に連携を図り、住民の生命と身体を守るため、速やかに必要な応急対策を実施する。

第2 予防対策

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集、連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

町は、県及び近隣市町村と放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、通信手段の整備、拡充を図る。

なお、町及び県の整備する通信手段については、「第2編 第2章 第5節 情報収集体制・伝達手段の整備」による。

2 災害応急体制の整備

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知に努める。

3 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は、事前に緊急被ばく医療可能施設を把握する。

4 防護資機材の整備

秩父消防本部は、放射線関係事故に備えて、救助、救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

5 避難所の選定及び避難収容活動への備え

(1) 避難所の選定

町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を選定するとともに、住民への周知徹底を図る。

(2) 避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、要配慮者の適切な避難誘導を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、日ごろからこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(「第2編 第2章 第8節 避難対策」を準用する。)

6 飲料水の供給体制の整備

町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合、特に、乳児に優先的な飲料水の供給について、県、国等と協働して実施する。

7 住民相談窓口の整備

町は県と連携し、住民からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備する。

8 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- イ 放射線防護に関すること。
- ウ 放射線による健康への影響に関すること。
- エ 放射線関係事故発生時に町及び県がとるべき措置に関すること。
- オ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- カ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- キ その他必要と認める事項

(2) 住民に対する知識の普及

町は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して日頃から災害対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

- ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- イ 放射線防護に関すること。
- ウ 放射線による健康への影響に関すること。
- エ 放射線関係事故発生時に町及び県がとるべき措置に関すること。

- オ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- カ その他必要と認める事項

第3 応急・復旧対策

1 目標

県内における放射線関係事故の発生としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあつてはこれを援用する。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分される。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。県内を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れる。

さらに、県内から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

また、これら対策を講ずる場合にあつては、国、県などが行う主体的な対策と密接に連携し行う。

2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(7) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第32項に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、本町内を核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、町、秩父消防本部、秩父警察署、県に通報する。

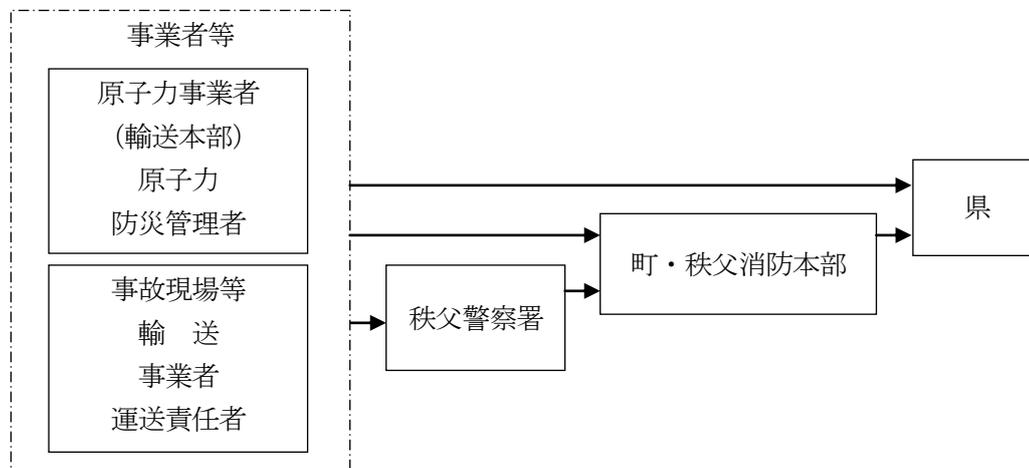
- 1) 特定事象発生の場所及び時刻
- 2) 特定事象の種類
- 3) 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- 4) 気象状況（風向・風速など）
- 5) 周辺環境への影響
- 6) 輸送容器の状態
- 7) 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- 8) 応急措置

9) その他必要と認める事項

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



※通報先は、町、県、秩父消防本部、秩父警察署である。

(ウ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

(2) 活動体制の確立

ア 秩父警察署の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた秩父警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

イ 秩父消防本部の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた秩父消防本部は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等の必要な措置を講ずる。

※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

ウ 町の活動体制

町は、秩父消防本部に連絡するとともに、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

また、防災関係機関相互の連携を図る。

(3) 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

秩父消防本部は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、近隣又は相互応援協定を締結している市町村が被災した場合、要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ的確に応援を実施する。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア 町本部の設置など

国が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置した場合、町は町本部を設置する。

イ 町本部の閉鎖

町は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、必要に応じ、県に要請する。輸送に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

なお、傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保

町は、秩父警察署、防災関係機関と密接に連絡をとり、交通規制状況等の情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(6) 退避・避難収容活動など

ア 退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。ただし、本県には原災法で規定する原子力事業所等は存在しない。

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が規程の線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(イ) 関係市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を講ずる。

(ウ) 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、秩父警察その他の防災関係機関に対し、協力を要請する。

ウ 退避、避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要に応じて、あらかじめ選定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

エ 避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

オ 要配慮者への配慮

町は、要配慮者に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に要配慮者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

カ 住民への的確な情報伝達活動

(ア) 周辺住民への情報伝達活動

町は、県及び防災関係機関と連携を図り、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車、ちちぶ安心・安全メール等によるほか、報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮する。

(イ) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(ロ) 住民等からの問合せへの対応

町は、必要に応じて、速やかに住民からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(7) 各種規制措置と解除

ア 飲料水、食料の摂取制限等

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じて、当該区域等における飲料水、食料の摂取制限等を行う。

イ 解除

町は、環境モニタリング等による地域の調査により、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき、交通規制、避難、退避の指示、警戒区域、飲料水、食料の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

(8) 被害状況の調査等

ア 被災住民の登録

町は、県の指示に基づき、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行う。

イ 被害調査

町は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- (ア) 退避、避難等の措置
- (イ) 立入禁止措置
- (ウ) 飲料水、食料の制限措置
- (エ) その他必要と認める事項

(9) 住民の健康調査等

町は、退避、避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、被ばく治療が可能な医療機関に収容等を行う。なお、二次汚染に十分配慮した上で搬送する。

3 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

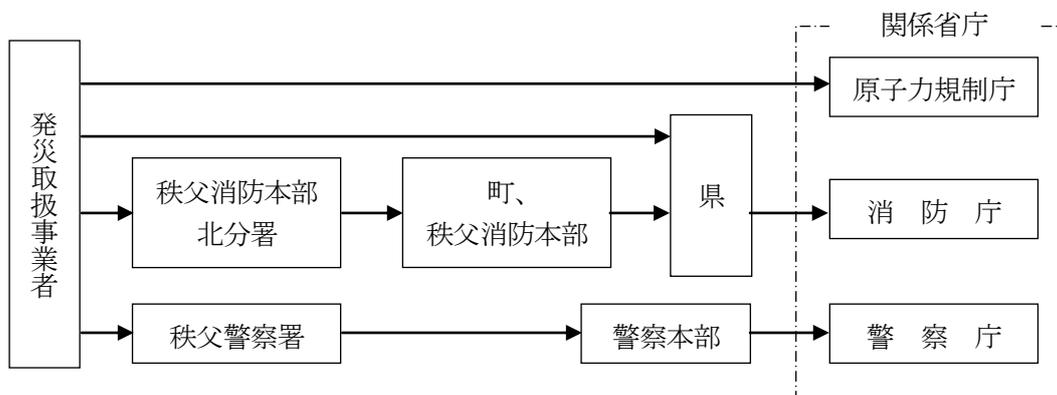
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、町、警察、消防機関及び国の防災関係機関に通報する。

- 1) 事故発生の時刻
- 2) 事故発生の場所及び施設
- 3) 事故の状況
- 4) 気象状況（風向・風速）
- 5) 放射性物質の放出に関する情報
- 6) 予想される災害の範囲及び程度等
- 7) その他必要と認める事項

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



(ウ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。

(2) 活動体制の確立

町は「第3 2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」に準じ、活動体制の確立を図る。

4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準（出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

イ 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講ずるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなけれ

ばならない。また、飲料水、食料中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲料水、食料中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲料水、食料摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

(2) 放射線量等の測定体制の整備

ア 簡易測定の要請

町は、住民から放射線量の測定について要望を受けた場合、町の保健センター、避難所等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定の実施を県に要請する。町の保健センターには健康相談の窓口を開設する。

イ 空間放射線量の測定体制の整備

県内における放射線量の分布の把握については、県が空間放射線量の測定を実施する。

ウ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

町は、県が実施した飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射線物質の測定結果に基づき、住民に迅速かつ的確な情報を提供する。

エ 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

町は県と連携し、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

(3) 他県からの避難住民の受入れについて

他県において原発事故が発生した場合の避難住民の受入れについては「第2編 第3章 第3節 避難対策」を準用する。

第4章 農林災害対策

【関係各課】

町は、暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の迅速かつ的確な災害対策を実施する。

第1 注意報及び警報の伝達

町は、県から以下の注意報及び警報の伝達を受けた場合、又は秩父農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合、電話又は防災行政無線により速やかに各農家に連絡する。

伝達を受ける注意報・警報の種類

区 分	種 類
注意報	強風、大雨、大雪、雪、霜、低温、洪水
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

第2 災害の応急対策及び復旧

- 1 町は、被害状況等を把握し、秩父農林振興センター等の関係機関の協力を得て農家に対し、農作物の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等について必要な技術指導を行う。

また、災害の規模や損失程度により農業生産力が低下し、安定した農業経営の継続が困難であると認められる農家に対しては、「埼玉県農業対策特別措置条例」に基づく助成措置を講ずることができる。

- 2 農地及び農業用施設

災害によって農地及び農業用施設に被害を受けた場合は、災害の規模や損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づく助成措置を講ずる。

- 3 森林・林産物及び林地荒廃防止施設・森林管理道施設

林地については、被害の規模に応じて復旧措置を講ずるとともに立木、林産物被害については、損失の状況等により必要な助成措置を講ずる。

また施設被害に対しては、被害の拡大防止措置を講ずるとともに、必要な復旧措置を講ずる。

第5章 道路災害対策

【関係各課】

第1 道路災害予防

1 基本方針

自然災害や大規模な事故による橋りょうの落下、斜面や擁壁の崩落及び落石などの道路災害を予防する。

また、危険物を積載する車両の事故等により危険物等の流出被害が発生した場合に対応する。

《資料-24 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準》

2 実施計画

(1) 道路の安全確保

町は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、情報を活用できる体制を整備する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策をとるため、道路巡回の実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 情報の収集・連絡

ア 災害情報の収集・連絡体制の整備

「第1章 第1 3 (1) ア 情報の収集・連絡体制の整備」を準用する。

イ 通信手段の確保

「第1章 第1 3 (1) ウ 通信手段の確保」を準用する。

(3) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

町は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査、把握し、道路施設等の災害対策を行う。

イ 予防対策の実施

町は、以下の各予防対策に努める。

(ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

(イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備に努める。

(ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(4) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

「第1章 第1 3 (2) ア 職員の体制」を準用する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

「第1章 第1 3 (2) イ 防災関係機関相互の連携体制」を準用する。

ウ 資機材の整備

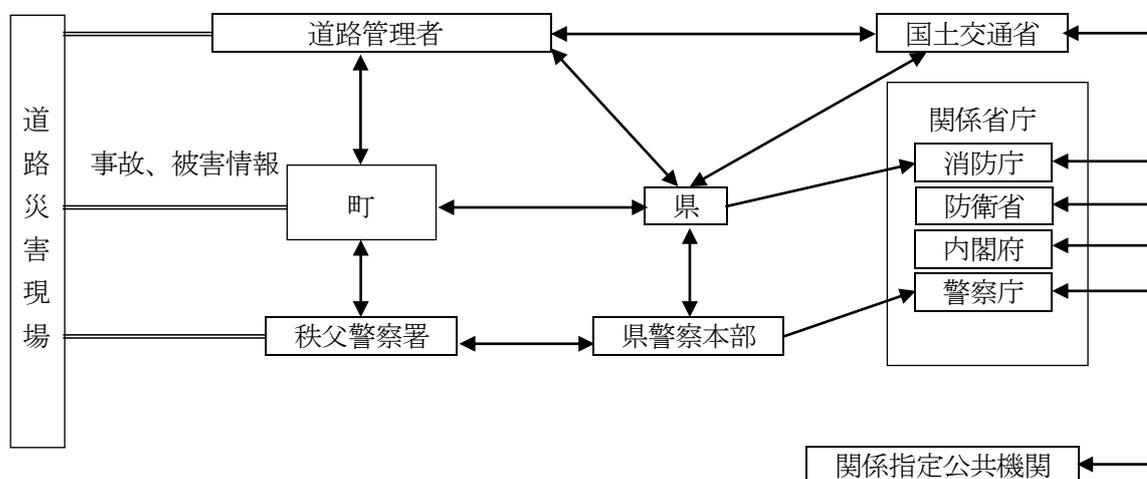
町は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有する。

- (5) 緊急輸送活動体制の整備
町は、災害発生時の道路管理体制の整備に努める。
- (6) 被災者等への的確な情報伝達活動
「第1章 第2 7 被災者等への的確な情報伝達活動」に準じて、実施する。

第2 道路災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- (1) 災害情報の収集・連絡
「第1章 第2 1 (1) ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡」を準用する。
- (2) 道路災害情報の収集・連絡系統
道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



- (3) 応急対策活動情報の連絡
「第1章 第2 1 (1) ウ 応急対策活動情報の連絡」を準用する。
- (4) 通信手段の確保
「第1章 第2 1 (2) 通信手段の確保」を準用する。

2 活動体制の確立

「第1章 第2 2 活動体制の確立」を準用する。

3 消火活動

「第1章 第2 3 消火活動」を準用する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第1章 第2 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」を準用する。

5 危険物の流出に対する応急対策

町は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物による二次災害防止に努める。

また、消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導を行う。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

「第1章 第2 7 被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

8 道路災害からの復旧

町は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ的確に被災した道路施設の復旧事業を行う。

町は、道路の復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第6章 鉄道事故対策

【関係各課、秩父消防本部】

第1 基本方針

町内において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時においては迅速かつ的確な対応を図る。

第2 鉄道事故対策

1 活動体制

町は、町内で鉄道事故が発生した場合においては、法令、県計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに町内の公共的団体及び住民の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

2 連絡通報体制

「第2編 第3章 第2節 情報収集・伝達」を準用する。

3 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、「第2編 第3章」の各節に定める応急対策計画に準じて実施するが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

町は、町内で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して町が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項を、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 第3章 第2節 情報収集・伝達」を準用する。

(2) 乗客等の避難

秩父鉄道（株）は、鉄道事故が発生した場合、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

「第2編 第3章 第3節 避難対策」を準用する。

(4) 救急救助・医療救護

「第2編 第3章 第9節 医療救護等対策」を準用する。

(5) 消火活動

鉄道災害は、多数の死傷者の発生が予想され、脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるため、消防機関が主体となって、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、町及び関係機関は相互の応援協力により適切な救急救助を実施する。自衛隊、他機関への応援要請は、「第2編 第2章 第4節 応急対応力の強化」に準ずる。

第7章 航空機事故対策

【関係各課、秩父消防本部】

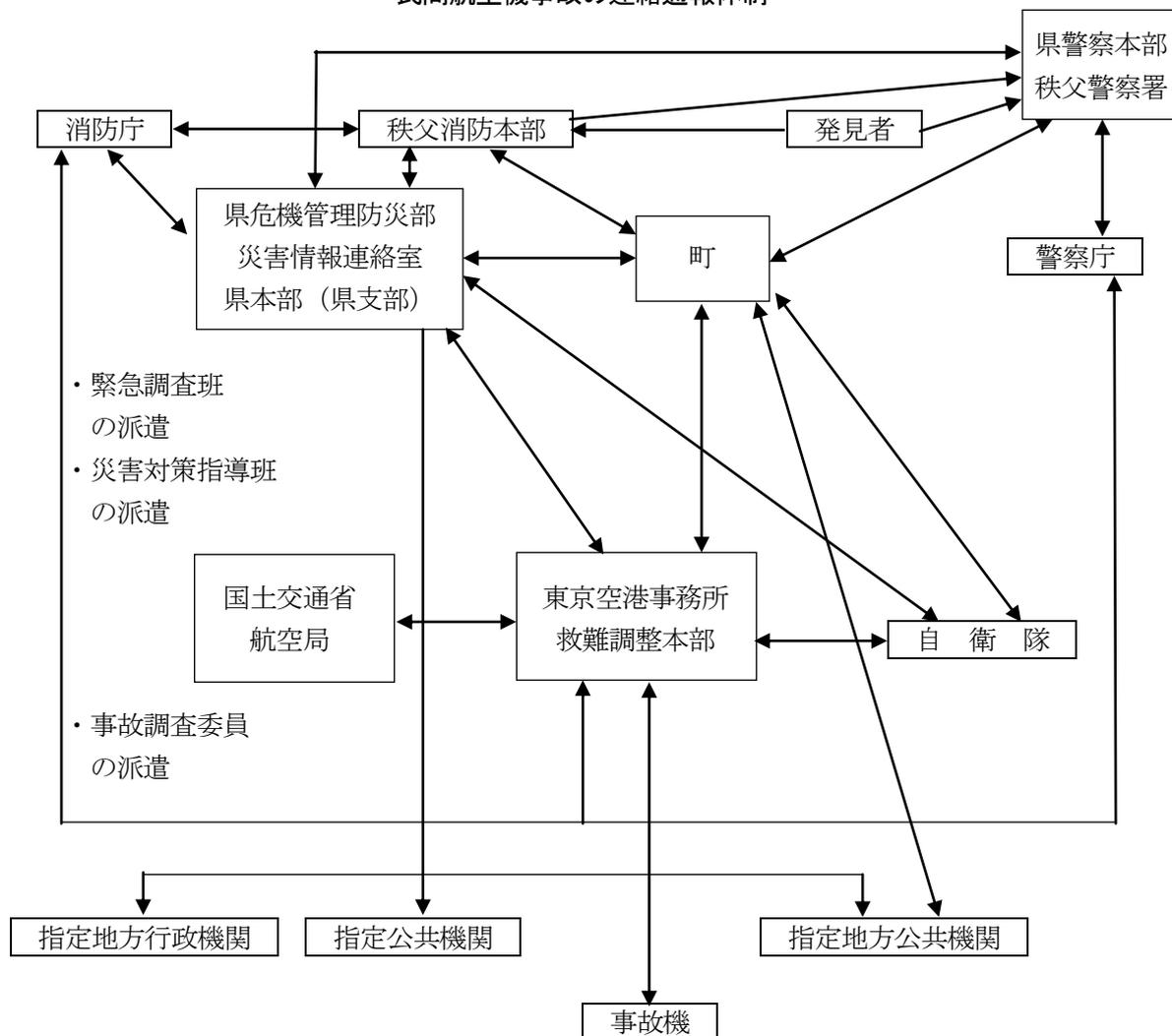
第1 目標

町内で航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、迅速かつ的確な事故災害応急対策を推進する。

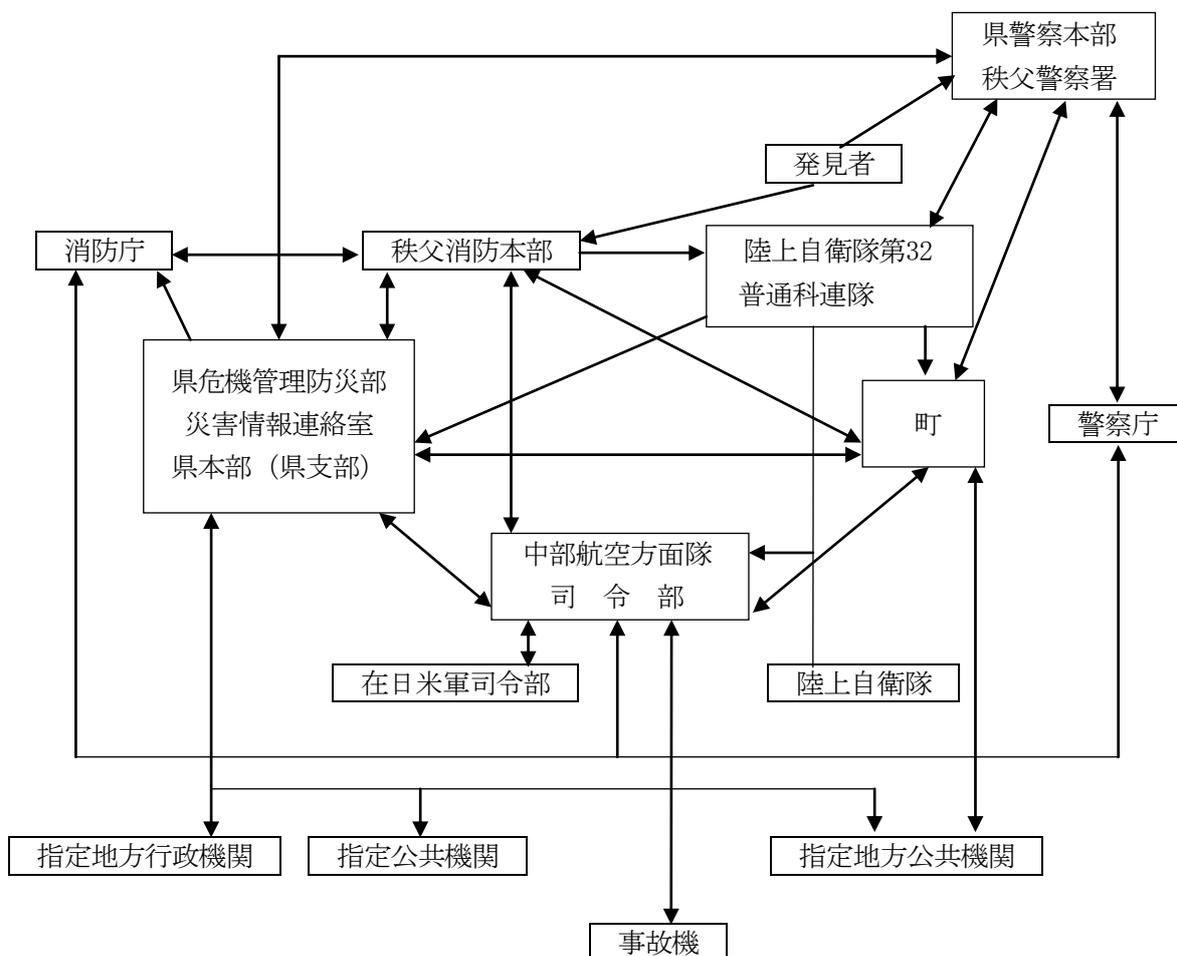
第2 活動体制

「第2編 第3章 第1節 応急活動体制 第2 活動体制」を準用する。

民間航空機事故の連絡通報体制



自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制



第3 応急措置

1 情報収集・連絡体制

町は、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び関係機関に報告するとともに、事故災害応急対策に関して町が実施した措置及び今後の措置について、随時報告する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

秩父消防本部は、本町内で航空機事故が発生した場合は、事業者と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講ずる。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察、関係機関等への協力を要請する。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の身体、生命及び財産に危惧が及ぶ場合、町長は避難の勧告又は指示を行う。

3 救出・救助

秩父消防本部は、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。また、救出救助要員が不足

の場合は、県に応援を求める。

4 消火活動

航空機事故災害は、住宅地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されるので、秩父消防本部及び長瀬町消防団は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

救出救助及び消火活動等で要員が不足する場合、県に対して応援要請を行う。また、自衛隊への応援要請が必要な場合は、同様に応援要請を県に依頼する。（「第2編 第3章 第5節 応援要請、応援の受入れ」参照）

6 医療救護

町は、町内で航空機事故が発生した場合、「第2編 第3章 第9節 医療救護等対策」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第8章 文化財災害対策

【関係各課、秩父消防本部、長瀬町消防団】

第1 基本方針

町内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害からの保護、保全の対策に万全を期する。

また、文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する住民の意識向上に努める。

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、地震、風水害、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

教育委員会、秩父消防本部及び長瀬町消防団は、文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期する。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防訓練の実施
- カ 火災発生時における早期通報と初期消火の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

《資料-19 文化財一覧》

